

贈從四位山縣周南先生傳

全

421
263



421
263
1

大正五年七月廿六日交領

出以那華城村田中喜市氏寄贈

贈從四位山縣周南先生傳

皇
莊圖書館



緒言

周南山縣先生は物門の翹楚にして能く我藩學を整理し其子風を

發揮し其美化民の功績偉大にして實に防長文教の鼻祖たり。

先生の歿後年を閲すも百六十四、昨大正四年十一月 御大禮にあたり特

旨、以て從四位を贈らせ給ふ鳴呼何等の光榮ぞや。

一、予は予周南華城に生れ 昭々の恩恵に浴し去りに斯文に従事す而して 其當初に職を辱せしは其昔先生の嗚の聲を上りしし小野の郷景 たりしなり。

一、爾來先生を追憶欽仰すも多年、大正三年三月 予、哀情を聊か慰

むべく先毫を掲げて先生の一斑を叙し防長教三月第百六拾五號の紙 上に記す。

一、昨秋先生の贈位之恩命を拜聞し轉々吾人の感想を深きなりしむ 之に於て更に筆硯を濡めて此の輯を為す亦報恩の一端を計るに庶幾か



らんが。
 一、今や長南の僻報に假寓し先生の著書二三の外参考の書に遺しくは稿を
 撰り輯出従事実の脱漏及誤謬固より多かりし行文亦推敲を缺く
 夫他日修補の期あるに請ふ大方の手教を賜ふんことを百六の許に願ふ
 一、前大正五年三月二日中院
 一、大正五年三月三日
 厚徳郡一守部、富居
 田中七郎市



贈從四位山縣周南先生傳目次

- 第一 嗚呼周南先生
- 第二 防長の文教
 - (一) 大内氏時代
 - (二) 著政時代
 - (三) 藩政時代の我藩學子風
 - (四) 藩政時代の我學子教
- 第三 先生の祖先
- 第四 先生の故郷
- 第五 先生の邑主
- 第六 先生の幼時

第七
第八
第九
第十
第十一
第十二
第十三
第十四

先生の遊學
先生の學識
宗藩主の奨學
明倫館の設立
小倉尚齊君
先生祭酒となる
先生門弟子
先生の徳行

- (一) 先生の誠心
- (二) 先生至孝
- (三) 先生の啓沃
- (四) 先生の前賢宗敬
- (五) 先生の友情

第十五
第十六
第十七
第十八

嗟先生逝く
先生の墓碑
先生の遺著
先生の光榮

附記

- (六) 先生の恭儉
- (七) 先生の慈愛
- (八) 先生の恪勤
- (九) 先生と子弟

(完)

第九	先年野學
第十	宗廟王、賢學
第十一	明倫館、設立
第十二	小倉、河野、君
第十三	先生、大業
第十四	先生、遺著
第十五	先生、遺著
第十六	先生、遺著
第十七	先生、遺著
第十八	先生、遺著
第十九	先生、遺著
第二十	先生、遺著
第二十一	先生、遺著
第二十二	先生、遺著
第二十三	先生、遺著
第二十四	先生、遺著
第二十五	先生、遺著
第二十六	先生、遺著
第二十七	先生、遺著
第二十八	先生、遺著
第二十九	先生、遺著
第三十	先生、遺著
第三十一	先生、遺著
第三十二	先生、遺著
第三十三	先生、遺著
第三十四	先生、遺著
第三十五	先生、遺著
第三十六	先生、遺著
第三十七	先生、遺著
第三十八	先生、遺著
第三十九	先生、遺著
第四十	先生、遺著
第四十一	先生、遺著
第四十二	先生、遺著
第四十三	先生、遺著
第四十四	先生、遺著
第四十五	先生、遺著
第四十六	先生、遺著
第四十七	先生、遺著
第四十八	先生、遺著
第四十九	先生、遺著
第五十	先生、遺著

贈從五位 山縣周南先生傳

第一 高平周南先生

我が藩は他藩に先んじて風を興し且熱心教三月を奨励して
 こと優に海内に卓越せるものあり。惟だ維新中興の大業に際し我が防
 長二州が所謂舉國一致の實を擧げて寔々 王事を翼賛し奉り
 終に今日の至治を興したるものは、蓋し洞春公以來の謨訓に由り忠正公
 の累表祖尊王の遺風を襲ぎ天下に先んじて大義を明にし名分を立て
 られしと、公を補助せし諸先輩傑士の唱道鼓吹東奔西走國事に
 盡瘁し或は國難に殉せしとに由り雖而も其大義名分の何物たるを
 解し順逆の義を誤らざらしめ且實用的人材と為り逐次我が藩の實
 力の培養に資したりしは二州の文學亦興つて力ありと謂はざるべからず。

斯の防長文學の鼻祖にして之を九野大侶よりも重からしめ且帝國文壇上の位置決して輕からざるは周南山縣先生なりとす。嗚呼先生の功績亦偉大なりと謂ふべきなり。

今の上の聖代に方り 聖上陛下御大徳の盛儀と與り奉りて終に國際を志生ひ功績を追賞し給ひ特旨を以て従四位を贈り給ひ 聖恩三葉に於て先生の光榮之に加ふるもの無からん。

第二 防長の文教

(一) 大内氏時代

防長文教の興隆を察するに其由来する所甚だ遠し。大内氏は其先琳聖(百濟瑯琊王第三子) 推古天皇十九年韓文學を齎して周防多良濱に着し後吉敷郡大内縣に住し遂に氏となす。世々文事を嗜み

又亦く禪を修めたるあり。和歌に秀くしは義弘持世故弘政弘義隆等
に、義持持世は共に新續古今集の作者に、故弘は新撰廿一卷以波集の
作者に入り、盛見は修禪功を積めりといふ。

從て其頃連歌の名家宗祖宗長等も屢、山口に來り、國主の雅遊に陪
せ、彼の政弘の所望にて宗祇が其居館の泉水を詠めり
池も海梅は一夏の涼山にふ

はく口に會々せる所たり。
義隆に至りては尤も文學を好み詞才に富かり 殊に天文三年(三九四)使
を朝鮮に遣はして五經精義を求め、同七年(三九八)更に朱子新

註の經籍並に佛書を需み、儒學、佛典、神道、歌道、有職等、各其
専門家を京都より招聘し、翌八年三月には三編一覽を上梓し
義隆自ら之に序する。外聚分韻略、潜溪集等も出版す。世に所

謂大内版又は山口本是れなり。從て文藝の士一時に山口の地に集ま

乃ら公卿は藤原尹身、公賴親世、清原賴賢、持明院基現、冷泉隆豐あり、儒家に小槻伊治及び南學の祖として有名なる南村梅軒あり、僧は太徳寺の玉堂和尚の徒あり、文名隆々、獨海内を壓するのみならず、朝鮮、明はもとより遠く西洋の國まで聞えたりといふ。

(二) 藩政時代

毛利氏大内氏に代りて防長を治すも及び其文教は漸次旺盛の域に達せり。
至尊の侍講並に文章博士として菅原氏と並んで王朝に於ける文名を永く其手に握りたりしが、高元卿に至りて賴朝を輔佐し子孫武家となりしと雖尚文學の志あるもの少からず、下りて戰國時代に至り、元就公専ら勇武經國の材を以て名ありしと雖も尚干戈佐徳の懐も心を専らに留めたる。乃ち高倉吉房子として、學子を陣中に講せしめられしことあり、又和歌は長々其集年春霞集は今猶存せり。

子隆元、元春、隆景の諸卿皆好學の名あり。
殊に隆景卿は備後三原に退隱、後其地を島に學問所を建て、下野足利學校の序主文伯の弟子玄修軒を招きて後進を教導せしめたる。時に乱離日久しく殺伐俗を為せしが、こゝに於て遺士始めて絃誦の聲を聞き、徳化風を移せりといふ。是れ一は古來祖宗好學の素志を紹述せられし、又一は其領土が當時關西文運の魁を擅せり大内氏興學の跡をりしによるならんか。

元春卿の長子元長卿亦勇にして智謀あり、又好みて書と論讀み佛籍に通し和歌を善くせり。
慶長年中、德元卿居城を長州萩に移されしより、廣島以來の舊慣を改め大内氏の古例を参酌して大に封内經營の基を固め深く法令を警り出納諸般の事專ら改善持久の良策を圖ると時に明人陳元凱來り觀

長門國誌を撰ぶ中に曰く

習俗好遊于工匠人多善良而禮儀

又太守の德行を録して曰く

政治之暇則聯儒臣以講究古今治道

輝元卿の二子秀就就隆及養子秀元諸卿皆類敏にして文武を兼ねたる。慶安四年(三三三)秀就卿の後子細廣卿嗣る。卿性果敢にして英氣あり文武の諸藝を好み其備するものは別に俸禄を與へ一藝を以て用せられり。乃ち山田原欽を登用して侍講となし以て經義を究め又深く意を民治に用い榎本就時を任用す。就時識量拔群風に毛利家の式規格一定の書無きを憂い舊制を参酌し制法三十三箇條を定むれば萬治三年九月之を封内頒布せり。世に之を萬治制法又は萬治條目といふ。實に毛利家一代の大典なり。一甫來毎歲正月十

一日政廳に於て朗讀し諸士をして之を聴かしめらる。條目中に曰く

一、天下諸事之御制法宜相守事

附、貴理師且宗門聖令停止訖

一、諸士面々常可相啓事

右諸士は常に文を學び武を習い忠孝の道に志し假初にも不亂礼法義理を専らとし公儀を敬い法度を守り其役々不可怠此法於當家古より被定置元就公の制法なり今以不可怠事

一、軍役不可怠事

右治にも不怠亂は是古來の法也常に武具具其堅固にして尤人馬ともに定の如く無緩可相啓事

一、諸士專可誠事

右諸士は名利名聞に拘り諂權門勢の家傍輩の爲に肝厚し公儀を次にして分過に誇書且夜遊山風流を好み連歌茶湯

盤二乱舞等に心を移して是のヲ家業の如く既ふ事
既述の如く歴代の藩侯文武を好まれしと雖も開原敗餘の國務整理
に勿忘りしため未だ藩士教育の事に及ぶの違ふらざりしが此の故に
勵は一滿百英の方針と治國の大方針とを確立せられしものにして、文教上
茲に一新紀元を劃したるものなり。
吉就卿を経て吉廣卿に及び、卿は興學の志厚く小倉尚齊山縣良齊
等の諸儒を專用せられたりと雖も未だ學舎を創建し子弟を教養す
るに至らずして唯士大夫の間に唱道せられたのみ。
次主吉元卿は長府藩主細元卿の子にして寛永四年入りて宗其藩を襲か
り、性篤學士、右田邑主毛利廣政君を輔佐とし周南先生等を專用に
此等と相謀りて必ず先主の志を繼承成さんと欲し、享保三年以來頻に令を
下して近年藩士風俗の年々益々非なるは文武の途衰頹したるによれば風
尚を正さんには先づ兩道講修の道を起さざるべからざるを説き、遂に同年

秋を以て文武牧畜古場を城下秋に設立し着手し翌年正月を以て功を竣
ふ明倫館之なり。防長藩學の基礎なる。
宗廣卿亦父君の志を継ぎ、學館に入りて學生を奨勵し明倫
館の制此時大成し人材輩出す。
重就卿長府より入りて襲がらる、卿亦好學器識明敏文武の振興につと
めらる、自ら奉ずるも儉素にして富國を以て志とし治績大に擧る。就中
寶曆十三年始めて撫育方を置き不虞準備金を益増殖せしめられ
たは謀猷、最も大なるものとす。
重就卿の後治親、齊房、齊無、齊光、諸卿を経て齊廣卿に至る。
齊廣卿天資聰明幼より學を好み著書多し。
敬親公嗣子となり封を襲がらる。公資性英明大義を重んじ質素小
儉約を旨とし勵精治を尚み、特に執政益田を基、屬僚村田清風
を登用して大に文武を恢張す。乃ち明倫館を改築せんとし新地を江向

村に撰ひ地積一万四千三百四十九坪餘を之に見て文武の舎を建て弘化三年起工嘉永三年春に重りて成る。山縣大華舊現を改訂して曰く建寧子造士、山豈獨守其封疆而已哉、所以為國家之藩屏也。教親公の有りて明倫館教官に下されたる告諭に曰く神洲の國体大に外國革命の風儀と不同故に万古一系の天朝も眞載するも亦異邦自立の主を奉ずると大に異なり、然らば則ち尊王攘夷は皇國臣民万古不易の常道に復、此處を能く辨知すれば國体を知ると云ひ又國是、大基本を建つといふ、是御家來中千万人一樣感徹可相辨候事柄に付教官無疎誠實に令教諭候様被仰付候事。

又羽賀台に兵を關し嘉永以降國步艱難の際に方り忠誠を誓ひて終始渝らざる各藩に率先して勤王の大義を唱へ、皇政一新の鴻業を贊襄せらる。

元徳公亦父君と力と協せ至誠邦家に盡さる、詳細は殊に録せり。

(三) 論政時代の我藩の學子風

斯く毛利氏は累世力を文教に盡されれば家臣亦篤學の士輩出し、文教に貢獻する所多し、而かも皆實用的人材にして我藩實力の培養に資したることも頗る大なり。

乃ち防長文教の鼻祖たる周南先生は松護園に學び古學を奉じ歸つては藩政を督す、從て我藩は松護園の學子風たりし。其後寛政年間白川樂翁侯の唱道により、幕府異學の禁令を發し熱心朱子學を尊大、道したる結果、我藩亦多少朱子學を交はり難、明倫館祭酒は大抵縣内系の人、ゆなれば由來同派の台據せる地盤は到底朱子學をして元分流布せざるの餘地を與へざりし。然るに天保年間山縣大華始て家祖周南先生の舊學を襲ひて松護園に學び、同く先生の學子系を引

けり亀井南溟に就きて孔子のしも後江戸に上りて忽ち其の修の家學を捨
 て朱子學に從ひ、同六年明倫館祭酒となり類に朱子學を説き學風
 此に一変せり。然れども我藩は之を爲の盛に國史講義の方針を轉て爲す
 所自ら昌平學に異れり、太華亦國史實論を著して大に名分を論せり。
 然るに我藩學子は其護國學派にまれば朱子學派にまれば共に其極端なる弊
 害を見ず、乃ち彼の護國學派の寛容直裁の風尚おれども其弊動
 ますれば言家放に流れて健全を缺き其學徒往々放蕩輕浮私徳に
 於て墮敗せるものあり、朱子學派は義理綿密にして實學を爲す行の
 志を出すと雖其弊動とすれば訓誥の學に流れ所謂道義學者
 に偏するものあり、然るに我藩は二者何れの弊とも見ず、是れ畢竟我
 學制の綱領制定の萬治條目によりて一藩統治の大憲を確
 立し後の動便なる學風亦實に其中に胚胎せしによる。
 猶我藩は教師を他より招聘せず孰れも我藩を登用して教養の任に

府月々しめられしことの他藩と多少其趣を異にするこれ一見偏狭の感おれども、夫
 は藩制によりて一定の方針を貫徹遂行せんことを期せられしものなるべし。

(四) 藩政時代の學校

藩政時代に於ける我藩の學校。盛衰及擴布の收能を察するに大畧次
 の如し

(甲) 公藩學子

藩政の始祖として先づ傳ふべきものと宇都宮遊菴とす。其藩侯の侍講として
 山田厚欽あり共に國子識曲豊富名儒の譽を高くし。(以下表をせん)

校名	藩名	創立年代	創立者	宿	備考
明倫館	長州	享保四年	毛利吉元侯	小倉南原 山縣貞房 津田東陽 小倉鹿門 山根重陽 繁沢豊城 山根重漢 小田村重田 中村幸岳 山縣大業 平田清澄 飯田左月 中村中時 小倉遊齋 中村浩堂	宿舎は館原酒のやまあり

宝惠寺館	吉敷郡吉敷村	天保七年	毛利元一氏
時習館	豐前郡阿村	寶曆三年	毛利親美氏
友善塾	美祇郡伊佐村	安政三年	玉木文之進
渥故堂	全 大田村	慶応元年	吉士
修齊塾	阿蘇郡徳和村		吉士 梧吉十太
卯来舎	全 秋	慶応三年	平次 湯原秀四郎
深川學校	大津郡深川村	全 年	吉士 高 立
河原學校	全 河原村	全 年	吉士
乐和舎	河内郡若狭	寛政四年	吉士 仲東門
松下書塾		安政三年	吉士 杉次

其他信儒者、特上名ありしは、林東漢、和智東郊、田坂瀬山、仲子政陽、佐井、關江、山縣、珠川、泰負、父北川、汶陽、龜井、南漢、岩國、香川、牛谷、桂周、水、致珂、僧月性、徳山、國富、鷹山、飯因子、邦、萩、楊、井三、希、廣、道、芝、齊、土、屋、南、海、仲、東、門、等、ありはる。

國史に著し、最上者は、これら、近藤、芳、樹、は、蘭、學、者、は、斯、道、泰、斗、坪、井、信、道、あり、後、能、美、隆、庵、西、原、玄、周、松、島、剛、藏、青、木、周、野、久、保、玄、成、及、松、村、大、中、あり、人、村、の、輩、輩、出、立、員、に、擧、げ、ら、れ、し、謂、ふ、に、斯、道、の、傳、承、は、周、南、斯、道、の、傳、承、に、防、長、文、教、の、鼻、祖、と、し、吾、人、の、欽、仰、し、指、々、稱、は、る、は、周、南、山、縣、先、生、を、り、し、す、い、や、左、に、先、生、の、一、班、を、記、し、以、て、教、本、の、一、端、を、計、ら、ん、と、す。

第三 先生、祖先
 先生、祖先は、藝、州、山、縣、郡、壬、生、郷、に、住、せ、り、慶、長、年、中、毛、利、氏、の、

防長二州に削封せらるるに及び其家臣多し本藩と去就をもし其防
長に移る。先生亦本藩に從ひ來り佐波郡右田天野家の領邑
鈴屋に住せり。

先生父は長白といひ字は子成治右衛門と稱す長齊は其號なり幼
より穎悟學を好み長白は上京伊藤坦庵先生の門に入り後江戶に到り
て官俸林鳳岡に師事し學子大に進み名譽博士大夫の位に擢り而
し其學統は純然たる朱子學なりと稱す。

名松村氏と娶り三男あり長は文興次は乃周南先生と稱す高昌といひ
出は多田氏を嗣ぐ不幸文興夭死す仍先生家督を継ぎ多田村
本郡の村に居り其子孫は山崎といひ傳へて來り先生は其子孫に傳へ
第四の先生故郷に在り其子孫は山崎といひ傳へて來り先生は其子孫に傳へ
先生は其子孫に傳へて來り先生は其子孫に傳へて來り先生は其子孫に傳へ

鈴屋の地

周南の地在る北山と南の南海に瀕し沃野相連なり古來史蹟に富みり
乃ち神代玉祖命三種の神器を奉り八咫瓊曲玉を作り給ひり乃ち天孫
の降臨に從ひ本國並近道諸州を經略して功あり遂に大正明の
地に座して神遊り給ひり御天典之際に國幣中社に封格ありし玉祖
神社は命を祀る社なり。 聖武天皇

景行天皇十二年熊襲征伐の時御舟を寄せられ行宮を設けて暫く
止まり給ひ更に仲哀天皇神功皇后筑紫を征せり際には立寄りと給ひ
推古朝に新羅將軍來日皇子筑紫に薨し給ふ桑山に御瀆飲し奉り
大内氏の祖聖の着船せし多る哉。 聖武天皇勅願國分寺亦其
遺迹にあり平城天皇の大同年傳教大師松尾山光明寺を真尾に崩り
醍醐朝に菅公左邊の逢勝洞浦に繫纜し滯留數月延喜三年公の筑
紫に薨せりや廟堂を建て崇敬奉祀し後鳥羽朝俊兼坊重源周防

の國司に任せられた南都東大寺の用材を本郡より采り、建久三年年礼の地に阿
彌陀寺を建つ。重源の後法胤職を継ぐ者百三十七年及び、後後龜山天皇
の建徳二年九州探題今川貞世、仁元十六年定利義満、後後御門天皇の明應
二年定利義相の來遊あり。

後水尾天皇、寛永二年天野元俱右田に移り、其邑を領し、合五年時觀園
を建つ。文武徳古場と名す。之れ徳川氏の儒宗林道春の江戸に官邸を置平
樂の創建に先、こゝ四年、我滿秋、明倫館創建に先、こゝ既に九十三
年なり。

靈元天皇の寶曆年中、中山縣良齊右田學士、合の學生を教授し、中御門天皇の
享保三年、河野春房高尾に越氏塾を建つ。翌四年秋、明倫館成り、其後
瀧鶴台右田の邑に學生を教授す。こゝ前後三十年に及び、鶴台の賢夫人世良氏
は右田の出身なり。製塩業に偉大の功績、先生と同日を以て從五位を贈られし田中
藤六翁も亦右田に生る而して、終人と時を同しせり。

如上の先生傳傳、前記に事、に居、國、を、其、地、を、維、石、山、我、の、古、代、嶽、の、鞍、脈、而、北、に、連、亘、し、六、群、山、の、

發、し、在、り、て、西、南、に、流、り、て、西、浦、の、海、に、注、す、是、亦、縣、下、岳、指、の、大、川、に、り、流、域、の、
地、木、穀、豐、饒、其、良、海、内、に、行、たり、南、周、は、灘、水、天、一、碧、進、豫、の、青、
巖、一、眸、の、中、に、あり、彼、の、豫、嶺、如、濃、林、豐、山、似、瑛、粧、盧、鳴、千、蟹、走、石、裂、蛇、藏、
周、之、地、出、才、人、為、士、也、振、古、然、故、吾、藩、播、紳、先、生、以、文、雅、稱、者、多、矣、自、周、南、
入、仕、云、此、地、氣、水、之、偉、然、耶、或、裁、培、之、功、耶、庸、何、能、如、斯、也、蓋、周、
山、以、南、一、都、會、也、其、地、負、陰、抱、陽、正、子、午、之、方、位、時、火、涼、之、氣、候、巨、
海、渺、漫、環、其、南、峻、嶺、鬱、蔥、擁、其、北、滔、々、乎、流、其、中、間、迺、千、里、之、
長、江、也、山、川、之、韶、麗、造、化、鍾、秀、維、嶽、降、神、生、甫、及、申、深、山、大、澤、
實、生、龍、蛇、豈、夫、可、証、哉、云、々、

實生龍蛇豈夫可証哉云々

安んずるに在りては、山縣良齊を登用し、徳學を承け、且家守の子弟に教授せしむ。之を以て右田の文化大に開け、元禄の文政より、膨海より、周南の地に漲れ、其の感あり。
嗣廣政君（統後）性簡重、懿信克之、父君の素志を紹ぎ、宗廟主吉廣、卿を輔佐し、政務總裁と為り、留守職を兼ぬ。正徳三年書を吉元卿に上りて、當路の專横者を黜削せんと請ひて納れられ、又學校を設け、人材を三内せんと建議し、享保四年遂に明倫館を創設を見る。後、宗廣卿を輔佐し、國政を執る。享保十七年、藩内大に饑り、十八年正月、廣政君防長兩國を巡行し、窮民の賑恤に力め、風雪を冒し、寒氷を踏み、遂に上病を被り、三月二十七日、職を辭し、即身歿す。年時に四十七。法名大了院園應光、覺大居士と稱し、邑の天徳寺に葬る。
子孫皆忠良、宗廟を輔佐し、益々宗廟之天明。八年、一万六十石を領し、相傳へて、今

の男爵、祥久君に及べり。

第五 先生の幼時

先生名孝孺、字は次公、小字は少助、周南は其號なり。貞享四年、佐賀郡銚屋邑に生る。

先生は又良齊の天資を禀け、天性穎悟、五六歳の頃、父良齊試みに句讀を授けしに、一再にして之を誦せりといふ。稍長して、四書五經を授けしに、輒ち大義を通ず、加之家訓嚴正、先生の行状を記せりといふ。

良齊君家法嚴厲、其於子弟不敢僻辭色、使先考讀書構上、無故則不聽下、先考亦專精不倦、膏油繼晷。

當時文化未だ洽ならず、從て書籍に乏し、先生士大夫及寺院につき、其藏書を借覽し、為に儒書は勿論、佛老醫卜より、諸種の雜書に

至るまで詳覽せざるはなかりきといふ。
其教養、此精屬共ニ一端を履ふに足る、先生異日の大成長し偶然に拒
まざるなり。

第六、先生の遊學

寶永二年、先生齡已に十九、慨然遊學の志を起し之を父良齋に
請ふ、良齋先生を携て江戸に到り、萩生徂徠の門に遊はしむ。時に徂
徠復古學を唱ふ、然るに疑難百出し、若未だ振はず、先生は安藤
東野と一意思斯道に従ひ、左携右提送に其羽翼となり、鼓邊未だ為
めに弘護園の學子日々に興り、名聲四方に籍々たるしむ、其後太宰春
台、服部南郭、平野金華の諸輩相踵で、臻り從者益々多く、遂
に海内靡然として、其風を仰ぐに至れり、然れば徂徠、先生及蒙

野を待つこと他の群弟子と異なれりといふ。

先生遊學三三三といふ事あり、國に於ては、先生の遊學は寶永に此三年なり
而して彼の遊學あるに至りしものも、より資性雖も亦晝夜強學するに
非ずんば、何ぞ彼の大成長を以て得んや、後年先生明倫館祭酒となり
學規を設て其中に曰く

昔者我徂徠先生、年方四十、世修古文辭、茲十年、作辨道、先生之
於文也、可見焉耳、諸生遊館下三年、為一限、僅得千有餘日、白
駒過隙、可立而羨、朝夕孜孜、務就功令、猶且恐不及焉、一日之中
游惰之竟、時俄失日半、三年不下一三日、云々、
豈吾人の能ならずや。

第八、先生の學識

先生父良齊既に邑主就信君に登同せられ郷學子に教授たり。初め其藩主
吉廣卿就信君の嗣となり其邑右田に在り、良齊常に其左右に侍す。後
兄吉就卿の後を継ぎて宗藩主に復歸せらる。に及び良齊亦宗藩に
召されて學事に關與し居を萩に移す。

先生遊學に歸國するや、良齊とてに其藩侯に召され君側に侍す。

當時韓使の來聘するや、幕府乃ち沿道の諸侯に命じて接待折衝せしむ
而して使臣皆詩文に長し其來るや互に相詞翰贈酬す。

正徳元年韓使我馬廐に館す、先生乃ち諸臣と君命を奉りて出で接待
し彼の學士李東郊、鏡湖、嚴龍湖等と筆談唱酬し彼其高才に驚
對馬の兩森伯陽亦來りて宿に接す、先生伯陽の惠韻に次て曰く

錦里之壇氣若虹、相望諸子悉英雄、即今隆運光華遠、振起東方大雅風。

豊城劍氣動長虹、神物堪稱四海雄、自是人間不難望、秋高天際起西風。

伯陽高士海西無雙と稱す、韓正使趙平原從事李南園等先生

の詩を見て歎賞し一度清儀に接せんを欲し遂に先生を延見す、先生

乃ち在りて首を以て執身儀に充つ曰く、

龍節遙臨滄海隈、倚樽兼有使乎才、誰知莫域奎星材、還照扶桑
萬里來。

口口從事李南園

豊城春色雪紛々、喜見樽頭五彩雲、欲寫一時知遇感、短篇慚愧不成文。

と、彼更に瓶梅を指し一詩を需め、梅筒盃を以て韻と存す、先生一揮
賦して曰く

赤水橋頭一樹梅、却從瓶裏趁春開、分明認得東君意、要照嘉賓夜宴盃。

と彼賞嗟惜かず、江戸に上りて猶之を口にせりといふ。
由來使臣は自ら嚴正を保ち諸侯の臣は大夫と雖亦容易に延見せず故
に儒者に於ては官儒の外接見を得たる者は、紀州其藩儒在園與

金持の御旨出せ者御旨は生断歴然の事には「い」金持はしし事には
世に事(一) 御旨には何れも御旨に事には「い」金持はしし事には

右の家来申宣存生執之旨御仰出せ以上
享保二年六月

流書付

一、文武御旨令付申事家来の物に面々付度御思召の旨有之
不能御仰付但並の流書御旨に御仰付の旨御仰出せ然上
右の面々御旨生道にお勵御家来申中御指南御旨後世有百取
御旨の事申上共御並の流書御旨御仰付せよ共御旨御旨若御
御旨の旨有之生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御

●心の御旨に御旨事

一、文武の御旨令付申事家来の物に面々付度御思召の旨有之
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御

享保二年六月

山 遺 殿

御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御

一、御家来申宣存生執之旨御仰出せ以上
享保二年六月
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御
御旨の旨生事忘れ御旨の道お急り絶々御指南御旨も御

以通して彼を器とせば、大なる人に被召抱き、平家業と被仰出ても
おのつから、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
疎に被仰出ても、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても

武の道徳行美と助成を成し、平人、家業人共に其徳を
功名に被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても
平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても、平人に被召抱き、平家業と被仰出ても

第十 明倫館の設立

斯くて宗藩主吉元公在政君及先生等の奨雅により同年秋文武營古
 場の設立着手し翌年正月を以て功を告ぐ。孟子滕文公篇の設爲庠序
 學校以教之皆所以明人倫也人倫明於上小民親於下の白より採りて明倫館
 と名づ。聖廟を大成殿といふ之れ孟子萬章篇の孔子之謂集大成自示
 大成也者舍啓而王振也下り出で孔子顔回曾子孟子の本主を以て直せり
 物大門を容衆門といふ之れ君子貴賢容衆より起る。前二者の類字は
 先生之を考し後者口伝は不源六之を考す。
 其制は延喜式及支那歴代の制に江戸昌平校の式に準據して成る。北に聖
 廟を安し中央に講堂を控へ其左に文庫右に厨房を置き内門の外には環
 繞に創校射を認め諸武藝及曲礼天文數算子の教場を以てし更に
 大門の外には習騎の場を設けたる等苟くして子弟の學子習ふべき文武の講
 習場は悉く備りたり。
 而して其所轄の郷多廻兩頭を管せしめ將來文武成業を期せしむ

意旨も以て命令たらし

乃美仁左衛門

右殿御意今今度文庫講堂之物古場被仰付を女入被御後
 儀者並此道御意者指南せしむに今命令たらし

講堂入又儀者 但江戸前在追而器下假付聖年入又儀事

儒者 佐々木 源六

右今被然日古場就被仰付を隱居之儀及とし老幼の儀を同御存被成
 講釈場出勤可被仰付を尤御在國は御前。御講釈被召出を同
 講堂の講釈は被成御免を尤御古場之儀御手廻兩頭支配被仰付可受
 差圖を事

儒者 佐々木 平太夫

右今度營古場付被仰付を隱居の儀にせし老幼の儀にも百兩雇被仰講堂
 出勤可被仰付を尤御古場の儀には多廻兩頭支配被仰付を付て更なる事

儒者 佐々木 源左衛門
 山縣 長白

全 一九

合 長白補子
山縣 少 物

草場 兵 藏

右合度管古場は被仰付を諸山縣管古日相定指南被仰付を同可逐其節目を
三條山子也支取友配被仰付を付可逐其節目を

兵書

古田友之九

新陰

平岡 弥 右衛門

同

高木 士 兵衛

兵書

多田 孫 左衛門

新陰

岡部 千 右衛門

弓

内藤 作 兵衛

鍵鎧

栗屋 輝 藏

右合度管古場は被仰付を諸山縣管古日相定指南被仰付を同可逐其節目を
七條古場は被仰付を諸山縣管古日相定指南被仰付を同可逐其節目を

斯く我藩は海内を幸先して教育に盡力せしむるを館經費の如き始より比
較的多額に支出せり。但徠の其昌政謀於て夙に之を推賞せり。乃ち我

藩が五百石を以て扶持方の料にあて別に毎年書籍購置の料として五百
石を支出し合計老千石を給與するの熱心を賞したり。
是に於て我藩の此の基礎全く整ふ。

第十一 小倉尚齋君

享保四年明倫館成る。是より先、享保三年先生宗藩の公卿を奉
して東都の邸に到り藩主公の侍講となり、兼て世子公に侍し日夜教
導すに力めて世子大に進む。公屢々金及服を賜ふ。之を耐く受せり。
明皇、夏廿二日侯歸國先生亦駕に從ひて歸り常に左右に侍し候。其
時文武の将大勳に努め常に其議に與る。
今や館成る先生將に其祭酒たるべきなり、然るに當時江戸滞存の
小倉尚齋君を推挙して祭酒たらしむ。先生の先輩を推して之に師

事と云ふ、いふ事、真に吾人の學子ふべき事なり。
尚書名は、自、字は實操、又、李操、通稱、兵衛、家世、藩、監官
の、権、中、に、あり、貴、者、の、怠、慢、より、脚、患、を、得、其、自、由、を、喪、ふ、長、す。
に、及、び、概、然、憤、起、し、京、師、に、遊、を、伊、藤、垣、庵、に、學、び、伊、藤、仁、右、大、村、篤
所、と、友、を、留、り、三、年、に、一、還、る、後、江、戶、に、到、り、官、儒、林、鳳、岡、の、門、に、入、り、其、助、講
を、為、り、聲、名、東、鄙、に、籍、甚、たり。正、徳、元、年、轉、使、來、聘、際、其、任、に、應、月、之、
詩、文、を、唱、詞、を、函、子、士、東、郭、に、賞、せ、ら、る。
冷、や、明、倫、館、當、初、の、祭、酒、と、な、り、明、年、班、前、隊、長、に、官、升、り、益、し、異、數、を、り。
氏、は、專、ら、朱、子、の、學、を、奉、り、資、性、公、直、徳、行、を、以、て、子、弟、を、誘、り、防、
長、の、文、武、を、以、て、實、に、君、に、よ、り、て、基、礎、つ、け、ら、れ、し、と、謂、つ、べ、き、なり。
當、初、館、の、次、第、を、如、し

御家來中文學請函書管古儀付り去守被成御意御書付り

被るいと、礼夫、今、度、於、堀、内、進、退、管、古、場、造、立、被、仰、付、り、奉、り、諸
管、古、被、仰、付、り、依、之、講、釈、日、並、諸、函、書、管、古、日、割、別、紙、に、通、被、仰、
付、り、諸、士、中、流、管、古、為、取、主、被、仰、付、り、條、心、掛、之、面、々、儘、分、り、
懈、怠、可、被、罷、出、り、尤、唯、今、迄、流、管、古、之、盡、起、世、之、面、々、に、共、自、今
已、後、其、心、掛、り、為、行、要、事、
右、通、被、改、收、連、但、支、配、有、之、面、々、は、可、被、申、聞、り、條、管、古、場、儀、紙、の
寫、り、も、出、り、條、是、又、可、被、申、聞、り、以、上、
享、保、四、亥、乙、月

- 一、傳、者、講、釈、例、月、十二、日、元、之、事、
- 一、但、於、講、堂、可、講、之、
- 一、兵、書、之、講、釈、例、月、六、日、元、之、事、

但於其儀終る海之

右海款方銅五時始可申事

一 添置物一九月五日迄三事

一 射藝例月六日迄三事

但差其儀の二日迄の儀南天の節に為聖日事

右武藝者海秋終迄方終日の迄終古事

一 馬醫古之儀又天宮池邊一歩に併其上滿方に馬場有之事候間念以師

弟子申合せ候可有終古事

一 文學者山陰於海堂例月二日より隔月朔六時より五時迄三事

但東渡の儀に限海堂五歩におきて心包可有字事

一 無學古之儀四月十二日迄終古事

一 海堂古之儀七月迄終古事九月迄終古事

一 海堂古之儀九月迄終古事十一月迄終古事

日に南の儀終古持懸にはお及に事

一 諸藝古之儀心掛次第たりといへし諸士にて文武の道相学を事勿論

を就中文學の儀幼少のゆより精に申せは難出き下拾束の事

後より素讀の心掛於五歩よりはる文學に志し身力出束の後には

藝表し文武ともに四於年中にむりては別予の儀を勵り予の儀

然に海秋場諸藝古共心掛の面々懈怠可被罷出せ尤海釋の事

被承候係な志之儀と下是少く無差別候勿論たる事

但公用は不及申無被儀に可申候と衆者格別可申候は無用相

一 者者とし可有念候事

一 諸藝古共は定日の外終古場に出合終古事勝次第事たる事

一 定日の終古古は坊様に可有心得事

一 文學者諸武藝古に海内終古場の外於方角諸藝古いた事事可有

事事終古場、國生所念に當候急可修候事

一 添替古事格古場出勤以近付之外、身之知悉、以爲替古事、
 一 弟子共命、以爲替古事、有替古事師弟子共指節、此替古場、
 其業、手改、成、存、衆、於、有、之、替、古、日、外、勝、手、次、弟、可、出、生、事、
 一 於替古場、大小身共、滿、中、之、集、會、た、り、と、し、衣、類、其、外、諸、事、は、れ、か、り、
 一 一向、正、儀、を、に、不、及、き、小、身、の、衆、務、手、次、弟、可、爲、替、儀、を、大、身、の、衆、た、り、
 共、供、之、者、改、城、少、を、儀、を、替、事、
 一 替古場、之、由、事、下、多、廻、不、取、の、由、死、被、仰、付、と、謂、は、流、流、儀、被、仰、付、
 其、面、々、替古場、出勤、之、事、第、替古日、之、由、組、取、定、解、之、由、有、百、取、之、共、
 若、所、方、全、外、様、障、有、之、由、勤、不、末、小、即、以、互、取、之、可、被、立、遣、之、由、亦、費、
 一 以、出、勤、也、二 即、は、生、日、之、替、古、止、た、し、嫡、子、有、之、由、親、の、指、節、に、不、
 五、方、代、り、と、生、出、之、由、子、取、之、由、得、得、出、事、
 右、之、越、山、波、相、片、寸、書、此、上、
 享保四年夏五月

元文三年十一月、六、代、老、上、進、六、十、一、
 既、に、と、祭、酒、と、なる、風、夜、精、勵、或、は、投、資、之、増、加、し、或、は、學、子、規、を、改、善、し、
 其、若、斯、也、則、學、子、間、果、有、益、於、人、歟、抑、亦、勿、狗、也、歟、其、有、裨、風、教、
 通、史、長、養、才、德、待、用、於、它、日、不、則、學、子、雖、博、乎、文、雖、富、乎、亦、無、
 所、貴、矣、昔、者、我、祖、德、先、生、年、方、四、十、始、修、古、文、辭、蓋、十、年、作、辦、道、
 先生之定、れ、し、學、館、の、功、令、に、曰、く、
 學、問、之、設、達、材、成、德、上、焉、以、供、國、家、之、用、下、焉、以、使、有、於、禮、式、也、
 先生之定、れ、し、學、館、の、功、令、に、曰、く、
 三三

日白駒之過可立而跋朝夕攻務就功令猶且恐不及正午一日之中滯情
竟時俄失日半三年不下三百日古者女功一月得四十五日加之以夜
之半也勤惰之分有如是者則生以一日之長切居諸生之先今
依故祭酒倉君所創少增損定學規凡事無統領責無所
歸每舍推長者人為舍長進退作息皆聽命而舍長聽命都
講都講聽命學長學長聽命先師之志又立直日入諸生輪
次當直以董學務其制條左具監照勿違。

是日先聖誕辰二月十五日聖堂上於釋奠禮之如子けらる、以備之工
三元紀親臨聖廟を拜し養老の事を行ふ小倉尚齋及先生命を奉
し延喜云江家次第等によりて釋奠の礼を撰ひしめらる士列の養老七十
歳以上五人庶人八十歳以上四人並者徳篤同行ある者を延石して酒食を
郷食し物を賜ふ、藩侯特に明倫館教職の格位を昇し前載の如く大組
物頭次席たらしめ毎歳米五百石を分ちて修補料とし與に寮に寄崇生を

置、時、候、告文左の如し

明倫館落成祭先聖告文 (先生代作)

維享保四年歲次己亥二月丁卯朔越十九日壬戌長門國主從四
位下、拾遺補闕大江朝臣 吉元 恭告

大成至聖文宣王神位、伏惟

夫子德體上聖、道集大成、立辨倫之宗師、禮樂之教主、父子以定、
君臣有維、是以舟車所至、莫不尊崇、日月所照、莫不親戴、
吉元 小子上蒙

公上之恩、下荷

祖宗之慶、叨以寡昧、襲封一方、國并二州、民兼四等、小子不德、
豈以富貴自居、安逸為樂、深恐責任之甚重、而付託之難
當而已、若使其老幼孤寡、綏撫不給、苦而不樂、憂而不
歡
祖宗之託無以答焉、子弟臣從、才德無良、均無以奉王事、飾

政治外無以備守禦、固封疆、
公土之責、莫之寔也、是以朝夕懍々、不敢寧居、唯德可以化下、
唯仁可以安人、小子不德、不能償萬分之一、深以為慚、爰謀臣
相相攸城南、新興學子舍、傍置習武之場、以教子弟、庶幾
人或有自覺成德進才、裨余責任、以分付托之重、夫述職于上、
垂統于後、凡臨治為教之道、不本諸夫子而何適、况余先世、經
術專門、擅美列朝、誦鄒魯之言、被諸我、大東哉、於是建
夫子之廟、宅
配以
四公、以欽教化之表、弘師資之德、前年秋八月、命工僦功、踰年告
成、土木備繕、休漆揚彩、恭涓令辰、會耆老諸臣奉安
神主、祇嚴祀事、式申虔告、
聖神在天、道氣內外、庶幾
降格永垂
鑒臨。

長門國主建德四世下拾遺補嗣大江朝臣 吉元 再拜頓首謹言

明倫館釋菜祝文

維享億有年歲次己亥二月丁卯朔越十九日壬戌長門國主大江朝臣 吉元
敢昭告于

大成至聖文宣王、惟
夫子回天攸縱、說降生知、誥信禮樂、闡揚文教、餘風遠烈、
載是仰、俾茲末學、依仁游藝、恭以制幣、禮齊盛衰、庶幾
章式深明、薦以充國、復聖公、鄰國守聖公、并國述聖公、鄰國重聖
公、配尚享。

第十三 先生の門弟子

先生。薰陶。受ナシ。弟子。甚多シ。中ニ。所謂。長州。の。才。子。あり。曰。瀧
鶴台。林。東。漢。和。智。東。郊。山。根。華。陽。小。田。村。鹿。山。小。倉。鹿。門。津。田。東

陽田坂瀨山、仲子岐陽空井鶴汀是存。就中鶴台、東漢、東郊を以て縣門の三傑と稱す。此外北川汶陽、永富、獨嘯、公毫、井南、溪山、縣林、珠川、増野、雲門、三洞、清陰、田中、梅江、勝子、等、素負夫の諸儒あり、人材、彬々として輩出せしむ。此時を以て最と為す。

殊に東陽鹿門、華陽の三儒は何れも先生に結んで、館祭酒に任せられたれば、護國に派は、生海内に深浸して、後世永く此の學風を襲用したるあり。

且、其門下ま、董陶によりて支那諸邑の學校及家塾に教鞭を採り、啓蒙陶治の績あるもの亦、尠からず。乃至三田尻、越氏、聖に鹿門、華陽、郡山あり。右田文教館に鶴台及其門下生若月大野あり、徳山鳳鳴館に教授たりし、後蘆泉、本城、崇徳、敬の如きは皆鶴台の門下ありし、長府の敬業館は永富、獨嘯の身、田濟川之を留せしに始まり。先生の功績亦偉大ならずや。

第十 先生の德行

(一) 先生の誠心

先生は護國門下の最たり、師但徠人と為り、英氣豪意、過、早、卒、年、不、需、門、眼、一、世、を、空、う、す、而、し、其、學、子、汪、洋、浩、博、雅、樂、象、疋、月、より、軍、旅、法、律、に、至、る、ま、て、兼、ね、綜、へ、る、な、し、高、水、放、一、世、に、対、たり。其、初、羽、翼、を、り、股、肱、た、る、ん、生、亦、護、國、門、下、の、諸、士、の、如、けん、相、像、す、ん、と、あ、ん、も、先生は決して然らず、其、諄、子、の、言、に、依、り、て、其、徳、を、述、べ、し、徳、徳、健、に、し、て、復、る、急、務、の、一、風、を、か、り、き、同、門、の、太、宰、春、台、独、礼、法、自、ら、任、し、且、其、性、嚴、に、て、論、辯、勁、健、な、り、或、に、縱、ひ、疑、ふ、所、ま、し、他、生、は、懼、れ、敢、て、議、せ、ず、而、し、て、先生、独、克、之、と、思、は、し、嘗、て、春、台、翁、倉、倉、紀、行、を、若、く、す、中、に、皇、某、皇、某、の、語、あり、先生、書、目、を、宣、可、せ、其、不、敬、と、難、詰、せ、ら、る、其、書、目、に、曰、く、

前日狂頓、適有采、新之憂、蓬頭垢面、不可見、長者矣、某、敬

不特其遺傳高矣、日有孔子遷徙所得見老尼錄、倉紀行記載、
該傳、文辭幽玄、稱當今之時、麟之自哉、其中有可疑者、皇
皇皇某者、是何言也、老尼一代名儒、社中巨擘、世所矜式、言則
約法、則及古、身嘗謂、大東起於宇宙者、正與開國以
來一姓為君、載籍所不記也、周有三分、服于人也、稱為至德、
今也有天下、而不去臣位、秦人壞封建、刑名以治、堂々中國於今
三千年、不能復復、當今封建密於周人、而仁決於海隅也、漢以
後所不聞、此三者、安可起于宇宙矣、名教存於吾、粟不得行
為、老尼之不言、如何、如何、
其當時、感頌感下して、先生為めに、語を盡す、能く、其、名、を、
て、自、任、し、同、國、一、姓、の、國、體、を、奉、護、せ、ら、れ、ん、と、也、之、れ、先、生、の、赤、誠、に、
又、我、國、の、文、武、の、精、神、な、り、と、也、又、其、時、に、入、り、
尚、先、生、の、盡、忠、報、國、の、精、神、は、其、の、作、に、よ、り、し、て、六、規、の、三、を、得、
也、

楠公之贊

葛山之陰、降若楠公、錫為帝粥、維罔熊能、
靡用厥謨、無厥公忠、嗟若公者、是謂英雄、
天下誦義、永世無窮。

欲問水濱煙霧流、潮聲薄暮滿山樓、君王不與朝廷事、
一二凶臣自結離、松楸猶傍九疑雲、秋風不盡行人淚、
多少墳塋蒼野分、浩々煙波暗水濱。

高松城主清水宗治像贊

君降耶、山陽列城瓦解、君不死耶、一城生靈盡魚解、鳥子死也、
死也輕于鴻毛、重于泰山矣、桓々軍容儼然如在。

先生の忠君の精神と音見の高大なりしとは、其書寫爲政子初問等に露ほ

後世山口明倫館に毛利公御祖先。英雷を祀り、聖廟に菅公を合祀し、又榊
公殉難の當日を以て公の雷を祭り（七御下の際三條公等、深田の寓舎に
於て奉祀の典を仰せられたり）以て我々藩士民の盡忠の誠心を鼓舞せし
か如き、先生等の大義名分を明かし、唱道之れ努められたし、影郷音と謂ふべきなり。

(二) 先生至孝

先生其藩侯に侍して以来、顧問應對着過甚と渥く、侯の東上西下必ず駕
に從ふ、而して其歸りて宅に在るや、父君及慈妣に事して、日夜其嗜好を奉し談
笑怡々として慰安最と力する。

享保十三年七月四日、父良齊君、年八十一、高齢に及ばず、や悲哀痛悼禁ずる能
はず、是歲其藩侯、東上せし、先生時に歸りて曰く、
國家制あり、喪期既に闋るといへども、至哀の情已むこと能はず、且、先母堂

にあり、日々哀哀に過り、筑々侍立侍養の人を乏し、頼むは賜暇一年、母氏を慰め
且、極りなき私情を終へん。

と、侯曰く、縱一年を暇すし、而も終身の痛何ぞ盡さん、母氏老たりと雖、たりと雖、
猶も其の温情の日ありと。先生已むをく、勉強役に従ひしといふ。

良齊君、墓は萩町塩屋町、永修院にあり、今は廢寺となれしが、良齊何君、墓
は今猶存せり、碑、藩誌に刻を曰く、

先生姓山縣氏、諱長白、字治右衛門、係自藝州山縣郡壬生族也、仕為藩講
官、慶安元年戊子七月十日、生、周防鉛屋邑、享保十三年戊申七月四日、終、于
萩府東廓宅、年八十一、歳、娶松村氏、子男三、女三、次子孝孺、奉嗣。

(三) 先生の啓沃

先生其藩侯に召されてより、常に君側にあり、或は経を執り、侯の講筵に陪し

時に間燕に待して諷諭して匡濟の力を竭す、又大夫有るの爲めに意見
を開陳して治道の法を説き濟民の術を論ず、國之に才を治り民之によりて
福を啓沃の功や大なり、今其二を左に録せん

上國相桂君

頃月火戒、不任竊意、是匪盜也、不然火之行、何其疎漏也、夫比屋若積薪、
然要必延燒、豈有不焚之理也哉、而不燒也、斯不要燒也、僕且以知
其必不盜賊所爲也、顧有姦人弄世、欲蕩搖閭閻、擾撓政府、以濟其邪
計者、今探候如林、法令如網、而出沒於冥暗之中、不露影蹟、執人于
竊、火度于彼、今日鞠囚、夕者告變、毋勿亡羊多岐、使姦人得計乎、
民不患火、而患令、豈特民也、雖士大夫家亦然、閭左宵不寢、士大夫負者、
僮隸不給、傭人東市、以供防禦之令、費用日夜相尋、而盜賊於獲賊
政府方攘士民疲於奔命、而夫其者、瞠然捧腹乎後矣、以若所爲、御衆若
所爲、豈不陷姦人術中、而爲鄙夫所愚弄哉、夫令尚簡、令不簡、無威、僕

竊以是事、當解嚴寬令、使民休息、具繩金、陳春楫、火作急救、救而
不及、姑縱其燒已、焚燬雖修、人豈終露宿、政府咸損、非所以令國家久
以稽慮、火不出、姦人、是火也、災也者、不可禦者也、亦莫如解嚴寬令、悔過
自儆之愈、古人曰、人必自侮、而後人侮之、家必自毀、而後人毀之、發政施仁、
與多賢能而行善政也、天耶、乃有顧人耶、乃服威、火誠不足畏乎、且因敗爲績、
轉禍爲福、智者之事也、方今太平百年、人知逸、不知勞、驕奢淫佚、狂
以爲常、邦之難於治也、職此之由、唯相公圖之、古之賢者、詢諸芻蕘、相
公英明、不誤僕言、而僕不得不效芻蕘。

又

杜門謝客、養志蓄德、古人有之、人亦以此高主之所爲、不得見者、數年於
茲、不知德機之如何也、古者五十爵爲大夫、以材成德立、上以敷股肱之力
下以左右斯民也、以充裕社稷、顧主今年五十有五、年華可愛、道之行也、
恒於斯不行也、恒於斯、時亦不可失矣、唯不佞庸書生、叨辱教職、竊

夕之業、在魯論之首章、不知其他、聞主不喜、但徠先生之學、謂
為不敬、不信竊惑矣、先王之道布在成策、主之聰明、一錯必違、其奈也、
昔司馬溫公不喜孟子、人以為異、山澤異性、好尚因俗、父不能得於子、
況敢於人、唯謂為不敬者、亮夫子之德行、其所以學乎、抑將以第
子吾非事者乎、以吾輩、固無避罪、若夫子長七尺、腰以下不及禹者、箴
許、望之際、何如仰棟梁之樹、就之温矣、其放人也、如和風甘雨之於草木、
其恩之、先王之道、故為本、小大莫不用其敬、何容不敬、不侮既已、序道
教周旋、當恐俾疑夫子於西河之民、不敢師道自居、且教道子、第恒恐傷
其天材而害人之子、往々從其所欲、待其自成之、籍第令繩之以規矩、督
之以墳楚、立則如尺、坐則如齊、出入必抑裁其所為乎、若其人橫槩、非任
道之器、則日樵月悴、心也萌芽而銷、若其人卓踰兼人乎、禹步舜趨、
矜持色取、自視如聖、視人如豚、其所行、每與世杆格、至其不終、恐至怨
父母耶、不侮恐害人之子、其為此也、昔聞之夫子、先王之道、六經炳如、吾

與之優游於其中、積久而知至矣、及知至及也、小者小成、大者大成、無所容我
力矣、雖或不至焉者、曾無害其天、是先王之道也、孔子之所由以教人
也、所謂不敬者、事君不敬其事、事父母不其養、與人交而不敬
其禮、是其所為不敬也、有一於此、吾不為友、何不敬之有乎、不侮當
辱下交、知而不告、是為不敬、慄區々以請誨、伏勿遐棄。

(四) 先生の前賢に尊敬

先生の前賢に尊敬し之に敬事せしむるは、敬次之の禮小きを心得る
も左の如くによりて察し得らる。

正徳堂廟居在、邑其上山經直氏、其地、天滿宮に隣、樹で神器を後昆
に傳へんとして、文を先王に請ふや、先王大に其學を賞し、直に撰、與に碑
今猶神社境内にあり、碑曰

周府松崎贈大相國管公廟碑

大東斯文興王仁氏吉備公實備我民弘正者則有若管公歷翰林濟台
輔大振文教為 帝良弼後世子孫守景罔墜民所矜式也德聲著香德
久弗熄愈遠愈著今海內自 帝京國都以暨窮荒遐陬莫不有公
其宮矣趨百數尤者每比公侯之官凡有事於國子正者亦莫不尊公
儼奉玉帛以趨其楹斂足是羞猶之中國之於孔子也耶蓋執德之弘有光
前而功被百世遺澤無窮者豈可誣乎昔日公既孫碩庸將徂西矣
浮海而下逮於勝州浦於是乎周防守士師信定郊迎甚恪治亭館焉
公之靈輿聞則更之序者四月而始啓行實為延喜元年五月也後三年
公終所
佑在 先皇之左右趨期守信定是廟松崎以構其神曾斯甫後太宰北野
及他仍郡建公廟焉然雖以興獨我仍以其欽德最汲而致敬最
蚤是其所矣 延喜以冬十月降祭天慶三年西園禱田卒之頃以供祭事
寬弘元年 詞廷是更祭之為常典乎治而碑 王章多故祀

有缺而後遂俾州刺史行事大內氏之伯西土也世節其典本藩建國首致
山崇敬復祭田訪祠戶縣令監廟便臣兼祭迪率旧章不敢陵替廟宇
祭器以時繕修謹將本祠延喜四年信慈繼繼九曆元年僧重源改為貞
治四年大內侯弘世造災也享祿二年大內侯義隆再造災也皆聽命 朝廷不敢
私議其嚴重有如斯正者乎嗚呼逝者日月于春秋九百洋洋乎如一
日也神之德盛矣哉 縣令上山子臨治三歲能事 神矣讀其典故欲陳
興建之所縣縣往事而後復昆爰樹隆碣述以頌辭為民祈祥也上山
子名經匡字富左衛門江氏之裔其文曰

臣歲時哉 股肱之良 以禮以祀 邦家之光 維周子先 配爾魚疆
元侯建國 厥後克昌 粒彼南畝 黍稷穰梁 潔盥既潔 祀典孔章
既庶既富 文教式張 嗟乃斯年 永賜休祥。

延喜五年歲次乙未九月十日 望日

西秋後學子

山縣孝孺少助

謹撰

同府後學

草場中章豹藏拜書

襄陽中山根章陽等先師詹哲先生碑之其壑使建之文之先生請也

河野蒼哲先生碑

先生姓河野氏名通文字蒼哲周州鄰郡人也其族自曾大父時世給事水軍為小吏先生幼時其父兄與冥姓共事者為子亦嘗受水軍役及長不樂乃夜私讀書為人伉俠自喜廉潔不污自度終不能屈膝事所不屑遂附籍於人脫身而還去為醫醫亦非所樂託以為說已意謂是亦為政也何必為為政乎則盡其蘆傾力圭之贏給經費以延子弟請業者於是欲修飾不第者屏率歸之嗚呼聲聞時不絕一得才俊業勤者喜息食視若子孤負如田公望實成於卯翼也弟子日進矣其高第如詹富詹山瑞田公望輩陸續擢補學官其於鄉人也趨人之急如同室矣見為善則與之有加親戚不善者則喻以理義繼以泣淚猶或不喻則嗚呼起去視為匪人若欲唾其面然其人改則悅如故愈

益從吏眾皆不畏父兄唯先生是畏良強梗不從者亦內耻不為非矣是以設先生世其克無以無行敗者邑宰上山山經言曰知其賢字保四年為以聞國相桂子桂子延見問曰子亦有所欲乎對曰無一揖而出其元簡不可後者如此相為復其蘆不徭十二年九月二十七日以壽終六十歲不取無子歸死嗚呼其徒曰吾死告官留其蘆為誌書其志之所謂雖死也猶之不死乎有如不得請必假語無以貨於親戚云邑宰亦川周昭上其事周相海北君高其義屬宰于缺先生之志後數年有務財用者害經費而徹屋廢塾令宰中川請一議告國相山又子就舊廬興屋復塾且出錢數若干取息供經費設永遠之計邑子弟復歸就業者如先生之在時子游曰君子與子道則易事小人學道則易使郡郵雖偏少乎將有君子焉將有小人焉籍令先生之志有終則亦是亦為政也何必為為政乎其惟先生哉史氏曰宰業已復塾謂是猶大學之有先師也乎因謁余為著碑山清吳狀余嘗一再面其人

可士也。今卷山生狀。余亦不皮相哉。山生亦語余曰。先生之為醫也。席以
為藏身之所已。富家重糶而至。往不應。及貧賤者至。輒盡心治之。有貧
謝者。量其家貧。辭多受少。他介不取於人。一裘一葛。煖於一釜。自奉
甚苦。度一歲之計。不踰一人之半。是其所以有餘。觀供於經。實也。蓋其愛
才尚德。殆乎天性。知名之士至。則縱履出迎。為作簪。拜。貝。雞。黍。盡歡
而罷。以是樂於天年矣。古人曰。身已隱矣。何以文為也。先生豈進名哉。嗚
乎。天下之善。莫大於人。而君相之憂也。河子何為者耶。匹夫而君子
如河子者。吾無間然已。銘曰

千駟弗視

一瓢安貧

育英樂賢

諱之誘人

矜式鄉党

遺德日新

長滿學館祭酒

山縣孝孺少助撰

同府後學

草場安也仁甫書

裏面

先生歿而三。十年。議毀墓者數回。門人名實。原田公望。河通。周等。及
不佞。請。相。謀。請。官。勅。故。賜。祭。酒。所。著。碑。文。於。石。建。諸。墓。中。
以存不朽。伏惟 先生之靈。永茲安極。若有動移者。神其對殛。
寶曆己卯秋 門人長滿子館祭酒 山根清敬誌

(五)

先生之友情

先生の先哲前賢を敬せられしこと先哲を推譽せられしこと既に記すか如し而

知友同僚に對して或は庇護、或は誅掖、其友情の濃かなる感歎外なし。
嘗て吉齊漫録の後に書して曰く

向者在京師、或有言者、仁濟先生儒學、本有帳中之書、諸弟子其書不得興
見、曰吉齊漫録曰、獲記曰、樓記、余甚不信、既而得見漫録、其言鑿々有味、
所謂理氣性命、宋學之謬誤、考既發揮、實先得我口之所嗜者也、
夫述而不作、君子之道、仁濟何有竊珠還櫝之過、句是之述、忠有其實、
一言不相援及、而自古處者乎哉、顧其書既成、後適見諸、或有不卒終
身不得見者、皆不可知也、以是刺仁濟誣矣、

又或歲且東都の服部元高を懐い詩を思ふ曰

公侯玉帛會三元、此夕東風萬國暄、紫塞雪殘冥氣爽、

金城日上瑞雲屯、詔葉時傳彩座動、蓬萊祇二駕素琴在、

遙想長楊遊獵後、相如猶下廟文園、

享保四年四月安藤東野齡三十七の壯齡を以て致すや哀痛指かす哭すより

詩作ふ曰く

此夕商山人不樓、中宵如雨頌文奎、朱陵無問遺書使、
獨有文君夜半啼。

公車辟命拔英雄、還向柴桑醉菊叢、不妨當時多側目、
何人竹帛記高風。

中野哭君流涕沱、誰知身世共蹉跎、斗辺光盡雙龍氣、
離上悲餘五噫歌、商阜晚陰雲黯淡、吳門夜色月溟沙、

可憐明日朱陵道、空向遺書使者過、
(東野字商山、居吳門即中)

又月に對し舊友を追懐いて

山月有何意、當梅照寂寞、驚人玉樹聲、送雁銀河遙、
應作剡溪雪、寧無浙浦潮、相思不相見、歡樂奈長宵。

先生師但徠少時上総に在りの時宇都宮由の標註諸書を得て之を讀み大に
益す所あり、後先生の歸郷せらるるに託して書を由の贈る、時に由の已に卒せ

良禽君乃但練に復書して曰く

以與都曲の書記、嗟乎的也。以今春下世、乃與存孺議致之嚴、使的之子
文甫祭告、整以成先生之志、由的吾嘗所見事也。與子術復化、然質行可尚、
不當彼其身與先生一相識、今則及墓也。悲哉、豈特的而已。五六年來、四方
又且書游、而叔、俾人愧々不樂、云々。
先生父子の學問、誠に感下る外なし。

(六) 先生の恭儉

先生資性溫雅、一毫も忌克なく遊飲之際、胸襟恢宏、言笑怡々、所長を
以て人に施す、然る其詰りや江河の滾々として、言下りさすの如く、皆聴くべきあり、其物
に應ず、や自違、儒を修めず、城廓を設けず、而も大義を處し、大事を断す、や
獨見、や至剛の気、侃然、存ふ、やからさるものありしかば、人皆其長者たるを推

尚、其名聲、嘖々たり、や四方より來遊、其を請ふ、おんは、辭して曰く、余不敏、豈に人の師たり
得んや、君等徒らに虚名を慕ふや、然し、已む、ふんは、請ふ、文章、稿の末に列せんと、其謙
讓此の如し。

先生著書、為學、初向中、下、次、の、一、節、あり

一、恭儉と驕奢とは表裏の事なり、恭儉は言徳なり、驕奢は凶徳なり、恭は丁
寧なる事なり、人は質素簡約にして自然と財用、骨、事、好、ま、で
儉、存、る、もの、なり、驕、は、ふ、と、く、い、で、緩、急、無、礼、なる、こと、なり、左、様、の、人、は、餘、勢、力、を
好、む、何、事、も、か、さ、ある、様、に、思、ふ、に、付、を、の、づ、か、ら、奢、侈、して、財、用、の、費、ある、者、なり
勤、新、ある、べき、こと、なり。

一、王道とは王者の道なり、士庶人の身に王道、或、よ、ん、は、過、分、の、事、歟、曰
為人、君、而、止、於、仁、と、い、へ、り、王、者、の、道、は、仁、道、なり、仁、也、者、人、也、と、て、人、と、不、こ
なれば、貴、賤、と、も、に、世、に、立、た、れ、ず、人、の、身、が、立、ら、ん、ぬ、なり、王、者、の、天、下、を、治、め

給ふ道が仁道の全體なる故都王道といふなり、孔子の吾道一
以之と曰ふし其義を曰へり、道に貴賤の差別なし、今に應じて仁を
一とせし、論語を以て仁の味を知りて事なり。
又、先生は服部元喬より少きと四歳なり、文章及ばざるも亦自ら不朽なるに足
然るに歎然自ら足れりとせず、病中書を元喬に可せて曰く
今疾踰年不已、岐々乎、傾者必覆、幾不起矣、余於文辭無所喻、老兄
所熟知也、諸友門人欲梓而傳、拒而不允、數請數拒、於今數年
所矣、余死彼必行其意、行其意、必圖諸老兄、請於足下、為我刊
蕪除弗、略存繩墨、莫貽同社之訥、幸甚。
と、其後太宰春台に贈りし書中に曰く

不佞去年秋得冷疾、患池深、冬春之交危篤、自分溝壑平生
都了、無復遺憾、所慮者、諸友久擬梓拙稿、自以不足傳播、故拒
不聽、死後倘得成彼志、不唯不佞流醜、乃亦至傷先師諸賢

友足下者之明、輒忍疾作書、欲以稿草屬子、遷頓以刪、其曰、余死急致諸
東都、而後胸中灑然、無所復慮、寔然、故死期已、大命未至、春末稍告、入夏益
佳、及秋始知不死矣、頃者負杖而步、稍供職事、云々。

凡物養之靡不長者、況人者萬物之靈、精爽通于鬼神、學而思、思而學、進
而又進、愚者可以進明、小人可以進君子、大器大成、小器小成、皆莫不成者、若
以楓棘不可變豫章、野人不可為舜、併與廢學、則所焉天者已、豈聖
人之意乎哉。

と、先生の日常如何に處せられしかは此等によりて窺はる。

先生の慈愛

先生居常顔色怡々、家庭常に以て藹然、宗族輯穆、少くも同言あらば、不幸

配縁薄く、夫人松村氏長嶺氏、小野氏皆先生に先づ卒し最後に結締四貞氏を娶ふ、子男六人あり。

嘗て元喬に贈りし書曰く

有男五人、雖無俊材秀、足悅眼前

泰恒及元恒は松村氏の出、元恒は出で、厚母氏を嗣ぐ、泰恒は年六十五を以て

天明三年二月十九日未だせし、第三子元昇は長嶺氏の出にて出で、小野氏を

嗣ぐ、齡二十を以て先生に先づ逝く、次は小野氏の出にて夭死し、次政恒は中山氏

を、次志恒は桂氏を嗣ぐ共に綿貫氏の出なり。

就中第三子元昇尤も才機に富み諸學に通せり、其業すも先生痛惜最

も深く母君の墓次に葬り、鄭重に碑陰に銘し以て惜情をのたまふ其文に曰く

風神爽朗操志雄峻、好學無汝若者、才亦稱敏、汝志將竣、百年而儻、興焉

何若甚者、余悲汝君之促、亦痛痕弄不稱志、吁命若可再乎、以我無用

之、其博汝有用之、其哀哉、宣統四年辛未閏六月二十有二日。

原任明倫館終酒

山縣孝悌識

我無用の弄、以て汝の有用の弄、傳くす、自得のを、得たまふ、以て月園の

情、後察きたに餘あり。

(八) 先生の恪勤

先生君側に侍し、或は學館に臨む、寺恪勤自ら表す、精厲の紀を毎

延吉子二年秋、病に罹り、明年春に至りて、瘧心えず、為めに祭酒の職を

了れども、聴かんず、華物、廊山、東物、鹿門等の諸弟子とて、轉番權に字

務を執らしむ、藩侯先生の疾の重からしめんことを憂ひ、家居病を養ふふべとの

思命を賜ふ、先生拜謝して曰く

其官に在りて其職を守らざるは尸位の毀を若何せん、辭言家居をよも學館

に在るに如かざるなり、

と猶館中に留りて學務を問く、宣統元年一月疾を以て退職を懇願す
侯也と云ふ得て之を聴し特に終身免酒の俸秩を賜ふ詔に異敷たり。
先生の著書為學初問の中に

一、易素卦六二の辭に用馮河車有り治世には安樂を怡んて人心怠るものあり、怠り、怠り、時は漸く否にふる、修補に怠れば柱の根いつとなく朽ちて家
の傾くかごとく馮河車を以て日夜勵むに非ざるは難しと云ふ、
子に詩を引て造天之未陰雨、彼君不工、綢繆牖戶、今此下民或敢侮予、孔子曰、為此詩者、其知道乎、能治其國家、誰敢侮之と有り、
又書を引て天作孽、猶不違、自作孽、不可活と有り、天下の大體、
り盛衰の所由を察し、事に先立つて其没を忌む、
伴世安民なり、以是為知道、給ふあり、中庸に為天下國家の九經を叙て、
其次に凡事豫則立、不豫則廢、言前定則不跲、事前定則不困、
あり、又卑陶謨に一日二日、萬幾、天工人其代之と有り、
皆聖賢

の大訓天下の至言なり、凡事成於勤、墮於惰、疎かに心得て、
之自ら懈ちるをば、活へば道ちかきべし、
情嚴自安、不服田畝、越其固有、
慎むべきなり。
と記し、精厲すべしと訓めたり。

(九) 先生と子弟

先生其子弟を遇するや、一才を得れば、則ち之を廣揚し、一善を得れば、則ち之を推
進し、猶々として指導す、誘掖聲色を大にせず、一時々警言發し、人をして憤懣已むこと
能はざらしむ之を以て人材材を以て、
山根濟州が先生の病を耐して、家に還山よを送つて曰く、
共道文公初化蜀情、一時興學自高名、
關西夫子縉紳表、

門下諸生桃李蒙 伏枕亦知同臥席 還家更見不投機

主恩自有金堂賜 可喜清朝雨露晴

七。進字三年先生年齒百順其五月親承知友義故門人庶罔怨也七取承

七。先生壽考在平 華陽壽序曰

縣祭酒去載患疾踰時而不愈改歲之文急矣館下書生恐其不起不停清四不然瘞酒愈曰庸何言焉曰余有說請為諸君誦焉如其當否四直而已論方今身平百載昌明敦龐之化決於海內文氣解蒸乃有若物夫子勃興于東都有若伊先生濟美于西京而伯陽堂士禮之屬亦各發揮斯文有郁昭代奎壁騰輝雖比隆三代何讓之有尋而皆喪亡今夫代興執文柄于海內者縣祭酒暨南郭服氏春台先生氏僅守三三子也而施於有政者唯祭酒一人也已詩曰人之云亡邦國殄瘁甚盛人之與國相為隆替濟之多士文王以寧此周之所以為隆也夫身什之水猶能生鮒魚深山大澤實龍蛇之所窟宅也

今海內之大也文化之厚也豈不無人也乎且祭酒固諱文章與雅能繼箕求衣稱滿儒宗聲振兩都詔警韓人為入溫厚長者第與人仕則獲于君文則獲于友先朝擢時居州侯側秉經侍讀退食之暇貴戚大夫進而為上客虛左即弟子位政與之聞於是乎祭酒之德乎于上下國中靡然鄉文之學滿新興學使諸大夫國人有所矜式而春秋秩奠先聖先師暨養老之儀其他凡百爾學宮之式皆祭酒所制也儒故與醫伍此時擢列隊騎儒林保焉嗚呼叔孫通聖人哉雖遭過焉依乎乃亦警古力也余時擇館生受賜之多而祭酒酒謙讓進故祭酒倉實探為祭酒自為侍讀如故逮今侯嗣德尚侍左右蘭花日芳大得寵待屬實探氏卒始出為祭酒而于今十年弟子益進余聞之也有德必得壽福善福淫之道天網恢恢而不失祭酒未至中壽豈莫天酬之德乎疾起決矣後數月卒愈今歲進亨之丙寅祭酒甫六十而五月哉生明為其皇覽之辰也則

親戚知友並故門人儼然相聚而置酒高堂或詩或文各修其辭
而為之壽不得滿辱到門下亦列飲一言以祝焉而清之無文也亦何
述焉會右置者答館生之言今亦誦之以為奉觴辭也已夫然則
則祭酒之壽實係于天而與時隆替昭代之運如日之升如月之
恒祭酒之壽如松柏之茂如南山之不腐不朋景命於禔不也踰七
跨八以登期頤豈有艾哉而有五甲子咸因離龍駒他日親見
其飛騰則祭酒之樂也不知矣固不假華封之吉而為頌云
先生功德と公子の先生を欽慕するの情眼の前に観るが如し、之れ先生の人格の
高く万人の悦服せしによる。

第十五、 嗟先生逝く

初め先生病もや上下之を憂ひ向せ稽顙するなり、先生亦自叙詩を作つて

天假爾餘算、便終爾緒業、餘算有幾許、白日忽西然、
譬如趨期客、駢車恐躓踏、如濟急流舟、回顧不及楫、
寂寞太玄經、續紡封禪牒、心愛古先法、寧知西復峰西詭、
琬琰揚輝光、草不徒爾朽、願言游海上、逍遙執子手、
海上有碧桃、結子大如斗、甘美不可言、餐正吾延年壽。

その後根養力むも全く癒ゆるに至らず然るを寶曆元年甘露主宗廣御覺
せし、や先生哀悼すし、病愈加はる、之に於て諸大夫勸めて上京せしめ、設西を現
ひて治を求めしむ、留まり三月病稍愈ゆる、秋冷の候再發を恐れ七月國に歸
り、
四五病、病三年病復發し遂に八月十二日を以て歿せり享年六十有六、上下悲悼、
極りかりしが、山根清州の先生を哭す、詩に曰く
玉樹勿心搖落、秋風楚客悲、遊魂招不返、泣淚墜無涯、

雅頌人琴愛 遺編日月垂 已矣平生事 斯文更屬誰

嗟乎防長文故の鼻祖也、先生逝く、墓は秋城下保福寺境内に在り、若君若
礎石を埋りて某雨條にり。

弟平太 先生の墓碑

先生の墓碑は先生の友人平太、服部元喬の撰りし所なり、曰く

周南先生墓碑

周南先生諱季遠、字次公、一字少助、山縣氏、生周南海北邑、因號周南、
考其長無君諱長初、嘗以邑人亭長、公族海北君、初長門先侯赤雲
公、為蜀北長、初長初、及公繼、初長門侯、從升公朝、初
入幕府、時以碩儒在公左右、初有三男、長文與君早卒、先生以次子、繼考
業、天性穎悟、年甫齡、受句讀、輒誦如流、稍長、通四子、五經、天、義、

齊君謀、弟學子、頗嚴、常戒讀書樓上、無故不得下、先生強力專精、日
夜在樓、手不釋卷、於是四部群籍、百家雜說、涉靡見之功、殆遍、年十九、東
游、師事物天子、天子以修古為本、經、史、子、文章、皆由是出、時方始唱和
者、蓋寡、獨有傑、東壁從焉、先生至、則大說其學、天、與東壁相親、切
劑、天子亦自稱得其人、尔後物家之學、日興、從者益盛、遂至海
內、靡然鄉風、吾黨至今、以三子羽翼、傳為稱首、君、天、三年、業成
而歸、正德元年、韓使來聘、朝命其所經、郡國、創高、鄉、良、賓、使
舟至長門、封疆、赤馬、關、館、焉、侯乃遣諸大、學、侍、接、先、主、與、焉、
先生年尚少、而與韓諸書記、應酬敏捷、文才信逸、韓、人、大、喜、異
之、對州、兩、伯、陽、亦、擯、賓、座、次、交、歡、先生自以海西、魚、雙、韓、三、使
睹先生所作、至因伯陽、格外、請、見、先生、詳、見、尚、稔、時、賞、及、先生、集
中、於是、聲、名、籍、籍、著、聞、海、內、是、後、侍、侯、及、東、侍、等、請、侯、親、觀、則、從
東、就、國、則、從、西、侯、不、欲、先生、離、其、側、宣、保、三、年、良、齊、君、卒、先生、居、喪、

極哀是歲亦當從東時喪期既闋然至哀之情不能已乞假發竟
志事不許強起從焉歷仕泰桓公觀光公同年西東益多歲
矣竊待益隆先是先侯命創建穎宮使國人子身游處設師導
業諸生秋業養老之禮以時大聚群書且六藝四技諸當教習自
者悉備其中事皆稽古據古雜以今制乃既魏然中國而成名曰明
倫館先生先已為侯獎順其事與議其制於是崇化厲賢之道大
行矣元之二年館舉酒倉尚齊立先生代督館事乃不復東既為
館事斷若山子雁回公望洋中雅舍若平朕子夢子恭仲子
路曾子泉林義卿遊諸人歸魯言若不自以移公館出以潤
色先生意以學顯於世其餘士大夫不必專學職而傑然出才
知者不可勝計長門好士之俗雖其天性蓋先生教化之方亦
若多矣先生為人體貌易事其放喻也道而弗牽用而弗

違循其誘使真自己以故生徒樂群親師遂致濟之盛先生博聞之
餘歷練時事其執經陪侯講筵或信問燕啓沃諷諭陰無以通
之益或與大夫有司出謀及慮忠告裨益臨斷大義則據獨見之明侃
不可奪焉人盡敬服以高所視其數東也同社之交固云矣先生言
不以所長加人毫無忌克遊驩之際胸襟恢宏當會言及治也
也皆無不推尚其為長者者先生氣精國史譜學子吾邦典政諸家所
聞皆能明辯嘗奉侯命選公室譜牒諸臣系譜他所著行于世者有
文集為學初向作文初向若子卷延享三年得病經歲不已凡在樽八
年自國相憂之者百方求治不效以錢以曆三年八月廿日終年六十六
與今國莫不悼惜正與葬國城北古秋軍保福寺初配松村氏生居恒元
恒卒再娶長嗣氏生九子卒又娶小野氏生子天少野氏卒最後娶
綿貫氏生政恒忠恒長春恒字伯恒嗣餘皆出繼他族既而伯恒具
其狀遠寄余託以銘墓事長門國室學士大夫余不可敢奪其權且

奎夫廢業不能文矣足為重然既命矣顧又尋兄身之誼親好
匪他今不可辭乃某其狀略叙始末敬俟以銘辭其辭曰
致君以道師儒之得與學化民維誰之力不有君子焉大其國
德之不朽永言彰式

友人平安服 元喬 撰

第七 先生の遺書

先生の遺書には永田政純と共に倭命を奉じて選叙せられし公室諸侯諸臣
系譜の如き彰然大冊をなせるもの外文集作文初向為學初向満頁日記
巻子説等あり

作文初向中の二三節を左に記し其一斑を示さん

歐陽永叔曰文字無他術惟讀書多則為之自工世人之患在懶讀

書又作文字少每一篇出即求過人如此少有至者。文章辭体

文ヲ作ルニ始ヨリ善ク作ラン人ハ勝ラント思ハル却テ流泥シテ文ヲ傷ムトモハ
高クシテエラハ易ク心得ベキナリ

文章一貫起端八法

詞合 設為尚答以發端

頌聖 頌美聖德以發端

叙事 次叙事實以發端

原本 或原理之本或原事之本或原古之始

冒頭 或就題立說 先一段議論述テ本事ハウツル

破題 或見題字或切題意

設事 本無實事假設次序 是ハ冒頭ノ類

抒情 據其真情以發事端 是ハ破題ノ類

或引下文 令下文在莫比内
或喚下文 令下文從此生
令下文與之應

蘇伯衡曰凡遇題目須先命意大意既立又須區處如何起如何一
承接如何收拾此之謂布置又曰下筆之時且須專心冥思一篇大概已
具於胸中方可措辭若逐段逐句爲之則非所以爲文矣。

又爲西子初問の文は已に一語記せり此は唯他の例を示すに止む。

一、惡君下流而訛上者と云へり當路の人。非をあげ政道を諫るは大きなる
辭ありあふべし一人唱之万人和之とは乱の成なり事君之道有諫
而無訛といへり又内臣君過外揚君美といへり若官人に邪侮あり政道
不當國家の禍と可成と深く思ひ入忠告の心不得已は上言上疏他に
漏さずして上に達する計にあふべし不然して根に時務を諫諍し吾才幹
を人に衒ふは大なる罪人なり譬ば我兄弟親戚の中に過失あらんととき世
に披露し其能を歎さんや資父而事君といへり國家を爲ふからぬこと
を樂むは大不忠なるとし君其邦而不諂其大夫といへり大夫は君に近
き故なり政道を諫るは即君を諫るあり君子絶交不出惡聲

忠臣去國不潔其身といへり其國を去つたに國惡を不言し正しく其國
に仕、其祿をまんて臣子の列にありながら國恩に報ゆる忠功を及ばざらん人
心を動搖し國威を損する後言を慎むべきことには總して何の目當ぬ心る
こともなく誰に仇すといふこともなく好んで世を諛り人を諂ふは何の故にや
我智の人は越たることと満まるとにや又名利の道を閉かんと思ふにや北轍
而行越せよといふべき思慮あふべきことあり。

周南文集より明倫館を抄書せん

長門國明倫館記

今侯立繼修先侯之政或有司錄庶績申命學宮謹教化其在國
也仲養親至學宮祭先聖行義也先侯之事、而先侯之遺言、而有
光矣今年二月上丁、賜學子行事、乃命學官職曰昔者先侯有若令德、
昭厥謀其寵大矣今而不記後世子孫何觀焉其庶次創建嘉
績以樹學子中、臣孝孺謹奉命作文其記曰誰言昔年戊戌、

秦桓公立十年，上奉公朝之休命，下率先侯之舊章，恭侯躬節，
修政復令，肝而食矣。於是申令曰：嗚呼！爾國子孫，懋哉！勿忘！
神祖創景，文武造士，載令甲，我滿國敢弗承守。且昔我先侯
與汝先祖，經營是邦，貽茲多福，仰思勤勞，不違寧居。爾國子
孫，進德修業，答揚先德，否而尸居世祿，安逸惟恒，淫侈放肆，
是貳辱而先祖，而余亦無告子先侯之靈。禮樂射御，敬業時
敘，先侯之訓也。懋哉！勿怠！成德達才，以篤爾祜。國政就宗，
廣政廣包，廣保廣道，宣揚令德，將順懿美，率宗族巨室，
耆老子弟，以奉命也。是年秋，遂命有司，製享先侯，率宗族巨室，
與信亦雅真議之。政府現度必行，而註記終儀，宗廟功令，宮城都
心，名曰明倫館，取諸子子之言，化為先聖廟，註堂居中，左為經籍
之庫，右為原廟之南，為齊魯之國，以列於外，環以列於內，武庫
以爲劍，西為鎗，射圃在東，西旁圍，局註，西經，羽書，禮教，天之數學

之樹，射圃南，童子，生子，書之，舍大門外，壯士習騎之埽，凡子弟當業而
學者，莫不備設，內衛帥，貢，統領學事，越明年，己亥正月，先成於
是，三月，上丁，始祭先聖，四配於堂，賓耆老，親養老之道，若為常典，
世無替，謹按序序之教，將使斯民，納乎軌焉者也。是以自古以來，
有土者，未之或違，光耀史策，稱頌盛德，而世不絕筆也。大東以學
政，肅在延喜，武台，皇者，以及列州，莫不有學，正與春秋祀典，取汪李
唐，內外，盟，例，尊卑，有等，而其於教化之法，欽宗之意，未始不同矣。中
葉以來，國史失官，降暨戰國，喪亂相尋，制度陵缺，先王之經大法，
殆乎熄矣。當是時也，予為政，存聖無聞，神祖武成，帥諸侯而紀
政，乃徵林羅山氏，咨詢時務，於是儒教肅興，海內嚮風，以爰建
憲朝興學宮，飭祀典，誌見林學士記，宗三國，賀會，備工，文
獻，送頭，隆比，齊魯，其他列國，以侯，相繼而起，往有河間，文公，初之
稱，延元，業，於是為美，倚歎，盛矣哉！我國自洞春，公朝，西土也，聘高

倉官子請學三原黃門師足利白歐洲豐浦參議學別府周徹
自此後嗣侯莫不有師儒也先臣之敦詩書者有徒矣上之教也且昔
先世世同皇朝文命以膺斯民也功烈猶在天壽府宜永世蕃昌
保聖命以禋祀于大國也詩曰道天之末陰雨傲彼梁土綢繆牖戶
君子若泮綢繆國家宜莫若學于豈身君子民父母傳曰學殖也不
學將落教之不落其為父母也大矣畏天之威于時保之由是以事厥祖
由是以述其職恭敬之至也所謂君子有穀詒孫子于正月樂亦分者
先君之謂也靡有不孝自來伊祐者今侯之謂也謹紀盛事且錄
贊事于有姓名以垂後昆云

元文六年辛酉春

館祭酒山縣孝孺少助謹撰

先生の學殖は此等遺書によりて見ゆべしを得て其作文初向は今日にありて中
等教育を授けんとする生を坐右の珍たると為す初向は上下三冊より成り内容は
我國體論より武士道に論及し道德心性五兩朝の辨等ありて所論要を

得たり特に廣く之を世に示し世道人心に育成す其所あらしめんとも平假名文の
普通文体となせしが如き其用意の周密なるを見に足る

第十八、先生の光榮

先生の人格高尚なりと斯く如く其功績の偉大なるも亦斯く如し宣哉
昨大正四年十一月十日 聖上陛下御大禮の盛儀を觀奉りさせ給ふにあたり
特旨を以て四位を贈らせ給ふの御沙汰あり 聖恩枯骨に及び地
下の英靈亦た感涙拜受せしむらむ 嗚呼先生の光榮何物か之に加
ん

先生の遺書は此等遺書によりて見ゆべしを得て其作文初向は今日にありて中
等教育を授けんとする生を坐右の珍たると為す初向は上下三冊より成り内容は
我國體論より武士道に論及し道德心性五兩朝の辨等ありて所論要を
得たり特に廣く之を世に示し世道人心に育成す其所あらしめんとも平假名文の
普通文体となせしが如き其用意の周密なるを見に足る

(完)

附記

不肖者、幸に昭代に生れ皇恩に浴し先輩諸賢の躋尾に附して
斯文に従事す、而して防長の文教を回顧す、毎に先生を追憶依
欽仰せし念油然而起る。之を以て書表に先生の一斑を叙して防長
教育紙上に載す是れ報本の一端を計り自己の衰情を述ししのみ
計り、其後長北の畏友香川政一氏山縣同南八月十二日こゝ一紙を公紙に
相大印四寄せし、其末段に書しと同一人なり。其末段に書しと同一人なり。
其明倫館址に可あり、周南の出生地十野村に可あり、或は防長
文學の發祥に因縁深き飯沼郡海北郷政子の遺址に於てすも
可あり、防長文學の士人に諒り周南先生及其門下の著書遺
物を蒐集保存の道を謂し防長宗支滿文學の由來を詳録
し、其傍に載せしこととは我輩後學者の衷情以て聊か慰んずる
を得べく且又故人に接するを得るの便宜あり、子弟感念の

一動儀といふ人の、更に相討りて周南に後百七十年祭を祭祀と與
けんと妙あり。

今年亦得に八月十二日に會せんとす、縣下各戸巡禮を請ふ會
會を營まんしを以て當り、周南先生以下の泉下門生の雷玉は果
して誰の家を招かれんとするぞ、先人の後裔商榷より其人あらん
防長の與つて四介は又招禮の任を負ふべき由緒あらざるか、暫く
所感を録し時機の到るを待つ。

と。爾後年々僅に一歳餘、陸下の御大禮に際し先生に對
して贈位の恩命あり、時に氏を勅郷譽、明倫館の繪瑞書を贈
り其表に書しと曰く

郷州拜誦所傳守奉古賢を 二賢贈位自らに同慶に存せ
小生、自らの實いしよりし姑くくそこま

氏の此の言真に肺腑を吐露せられしものなり。(こゝに所謂三賢とは先生と内智也)

而して先生と同時に贈位の御沙汰を蒙りし本縣人は左の如し

贈従四位 故実名親正左

贈正五位 故園村熊彦 左宇都宮遠 左南赤松衛門 左坪信道

贈從五位 故松岡梅吉郎 左佐伯積風 左廣岡浪義 左伊藤惣兵衛

左村上 倫 左乃木初進 左平田邦彦 左熊野正介

左福井太郎 左高橋多門 左今井太郎 左林善八郎

左田中善勝六

皆無上の光榮ありと謂ふべきなり。

同日内務省告示を以て全国各地神社の昇格発表せられたるが本縣下には左の如く昇格せらる。

別格官社に列せらるる 縣社 野田神社 (其ノ入内)

國幣中社に列せらるる 國幣小社 玉祖神社 (佐野郡)

而して玉祖神社は海北天野家の舊領内に鎮座せられたる十九年及田中公邦並に佐伯氏は何れも令領内に出たり、誠に慶文堂の堂なり。

併し祭神偉人は一地の獨專すべきものに非ず、海北領の名譽は佐

波郡の名譽たり、否々其 神徳は宇内に汎く、其濟國化民の功績國內に及ぶものありに於ては本縣無に 皇國の名譽と謂ふべきなり。

今や二旬立ちしして先生歿後百六十五載の忌日しかと贈位後日取初の忌日を迎へんとし諸賢哲を聯想し香川氏と感念同くす、是處で先生の英靈を弔し、本書を同好二三の先輩に呈して其芥正と乞ふべき用。

大正五年七月二十二日

宇都宮高橋に於て返送しつ、

田中と佐市再記

Handwritten text in a foreign script, possibly a title or header.

Handwritten text in a foreign script, possibly a date or reference.

Main body of handwritten text in a foreign script, enclosed in a rectangular border.

421
263
1

贈從四位山縣周南先生傳

